

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 6 条の規定により、下記の事業を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により特定事業選定に当たっての客観的評価結果を公表する。

平成 14 年 10 月 31 日

横浜市長 中田 宏

1 事業の概要

(1) 事業の名称

横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業

(2) 公共施設等の管理者

横浜市長 中田 宏

(3) 事業の目的

横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業（以下「本事業」という。）においては、現有施設の増設を行い、下水汚泥焼却灰の一層の有効利用を図り、もって地球環境に配慮した循環型社会への貢献に資すること、及び民間の資金・技術・経営ノウハウ等の活用による効率的な推進を図ることを目的とする。

(4) 事業の範囲

ア 改良土プラント増設の計画・設計・建設

- (ア) 改良土プラントの増設に関する計画、設計、建設及び関連業務
- (イ) 改良土プラントの建設等に必要の許認可取得及び関連業務

イ 改良土プラントの運営

- (ア) 本市からの下水汚泥焼却灰の購入(有償)
- (イ) 改良土プラントの運転
- (ウ) 本市公共工事、公益工事、その他民間工事等における改良土処理・販売
- (エ) 下水汚泥焼却灰を有効利用する改良土処理事業の一層の拡大

ウ 改良土プラントの維持管理

- (ア) 現有施設の維持管理
- (イ) 事業者が増設した施設の維持管理

(5) 事業方式

ア 事業方式

事業者が現有施設の増設を行い、それらの施設を直ちに無償で本市に引き渡しして、平成 26 年 3 月までの事業期間中、事業の運営及び全施設の維持管理を行う。

イ 事業収入

事業者は、改良土プラントの増設に関する計画、設計、建設、及び現有施設を含める全ての施設に関する維持管理、事業運営に要する費用を、改良土処理料金収入により賄う。

2 評価の内容

(1) 評価の方法

本事業を、市が従来方式で直接実施する場合と、PFI 方式で実施する場合を比較し、「市の財政負担額」、「環境への貢献」、「サービス水準」、「市の事業リスク」について、評価を行った。

(2) 市の財政負担額

ア 前提条件

本事業を、市が従来方式により直接実施する場合と、PFI 方式により民間事業者が実施する場合の、事業期間を通じた市の事業収支を、下記の前提条件のもとで算定した。

	市が直接実施する場合	P F I 方式により実施する場合
算定対象とする 項目の主な内訳	改良土処理量金収入 増設費 運転管理委託費 修繕・修理工事費 生石灰購入費 ガラ処分費 起債償還	焼却灰販売収入 法人市民税 起債償還(既存施設分のみ) アドバイザー費
共通条件	インフレ率 0.75% 割引率 3.3%(インフレ率 0.75%込み)	

イ 評価結果

現在価値に割引いた、事業期間を通じた市の事業収支は、PFI 方式により実施することにより削減されるものと算定された。

(3) 環境への貢献

本事業を、PFI 方式で実施する場合には、市の公共工事ばかりでなく、公益工事やその他の工事など、新たな顧客獲得に関する事業者の営業ノウハウや努力により、改良土需要が増大し、下水汚泥焼却灰の一層の有効利用が図られることが期待できる。

また、建設発生土も有効利用されることにより、埋立処分地の延命化や、山砂等の掘削による環境破壊の削減にも大きく貢献する。

(4) サービス水準

本事業を、PFI 方式で実施する場合には、改良土プラントの増設計画や設計、施設全体の維持管理・運営を、事業者が一体的に行うことや、事業者の改良土プラント等に関する技術力や運営ノウハウ等により、施設増設費や維持管理費のコストダウンばかりでなく、事業運営の効率化・合理化が図られ、改良土利用者に対するサービス水準が向上することが期待できる。

また、行政の様々な制約にとらわれない、事業者の自由な運営方法により、よりきめ細かで迅速なサービスが提供されることが期待できる。

(5) 市の事業リスク

PFI 方式においては、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することが基本である。本事業においては、改良土事業を行う事業者が、施設の増設計画や設計、施設全体の維持管理・運営を行うものであり、改良土処理により得られる料金収入の変動リスクは事業者の分担となっている。このため、市は直接的な事業リスクを負わない形態となる。

一方、市が従来方式で直接実施する場合には、市が必要な資金を調達し、改良土処理により得られる料金収入をもって、増設費、施設全体の維持管理費、および既存施設の建設投資費用を回収するものであり、改良土処理により得られる料金収入の変動リスクは市の分担となる。

従って、PFI 方式で行う場合には、本事業で最も大きなリスクと考えられる、改良土処理により得られる料金収入の変動リスクを事業者に移転できることから、市の事業リスクが大きく軽減される。さらに、需要の減少に伴う単位生産量当たりの固定費負担が上昇するコスト変動のリスクも低減されることになる。

3 評価の結果

前記の検討から、本事業を PFI 方式で実施することにより VFM が期待でき、定量化は困難なもの、市の事業リスクが低減する効果は大きい。また、PFI 方式で実施する場合には、民間事業者の有するノウハウにより、下水汚泥焼却灰の一層の有効利用が図られるとともに、改良土利用者に対するサービス水準が向上することが期待できる。

よって、本事業を特定事業として選定する。